毎週火曜・金曜日発行　　○印は長崎県例規集に登載するもの

長崎県公報

目　　次

◎　告　示　　所管課（室）名

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（２件）　障害福祉課
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新（２件）　〃
・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生（２件）　漁業振興課
・道路の区域変更　道路維持課
・道路の供用開始（２件）　〃

◎　公　告
・測量の実施（３件）　建設企画課

◎　公安委員会規則
○長崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則　交通企画課

◎　選挙管理委員会告示
・個人演説会等公営施設の指定　選挙管理委員会書記室

◎　監査委員公表
・令和６年度普通会計定期監査（前期）及び長崎県公営企業会計定期監査の結果の公表　監査事務局

告　　示

長崎県告示第509号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第１項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

令和６年10月４日

長崎県知事　大石　賢吾

指定医療機関の名称	所　在　地	指定年月日
ウエルネス薬局	長崎市東古川町２-14　蔵ビルB-１F	令和６年９月１日

長崎県告示第510号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第１項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（訪問看護）として次のとおり指定した。

令和６年10月４日

長崎県知事　大石　賢吾

指定医療機関の名称	所　在　地	指定年月日
指定訪問看護ステーションすみれ	東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷1945-７	令和６年９月１日
訪問看護ステーションほっとケア	大村市東本町168番地	令和６年９月１日
訪問看護ステーション喜まま	長崎市草住町５番地	令和６年10月１日

長崎県告示第511号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第１項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

令和６年10月４日

長崎県知事　大石　賢吾

指定医療機関の名称	所　在　地	更新年月日
永瀬永寿堂薬局　ティアラ店	対馬市厳原町今屋敷661－３	令和６年10月１日
有限会社　永瀬永寿堂	対馬市厳原町今屋敷740	令和６年10月１日
おおの薬局	佐世保市田原町11－２	令和６年10月１日
有限会社　健薬局	佐世保市常盤町８－12	令和６年10月１日
みやぞえ薬局　八幡ビル店	佐世保市八幡町４-３-105	令和６年10月１日
ひびき薬局	長崎市田中町165－３	令和６年10月１日
なでしこ薬局	長崎市弁天町14番14号	令和６年10月１日
そうごう薬局　芦辺店	壱岐市芦辺町芦辺浦606－１	令和６年10月１日
さざんか薬局	長崎市滑石３丁目８-５	令和６年10月１日
アイ薬局	長崎市深堀町１-11-108	令和６年10月１日
しのだ薬局　小川町店	諫早市小川町1263番１	令和６年10月１日
順天堂調剤薬局富士見店	長崎市富士見町１－７ハイツ山口101	令和６年10月１日
株式会社ミヤケファーマシー　時津みなみ薬局	西彼杵郡時津町元村郷908－15－102号	令和６年10月１日
クオール薬局　佐世保天神店	佐世保市天神５－17－14	令和６年10月１日
クオール薬局　小浜店	雲仙市小浜町マリーナ３－２	令和６年10月１日
クオール薬局　よろずや町店	長崎市万屋町６番２号	令和６年10月１日

長崎県告示第512号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第１項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（訪問看護）として次のとおり指定を更新した。

令和６年10月４日

長崎県知事　大石　賢吾

指定医療機関の名称	所　在　地	更新年月日
訪問看護ステーション日々希	西彼杵郡長与町高田郷2501－７	令和６年10月１日

長崎県告示第513号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の２第２項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第１項の規定による同意があったものと認めた。

令和６年10月４日

長崎県知事　大石　賢吾

加入区

神部加入区

長崎県告示第514号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の２第２項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第１項の規定による同意があったものと認めた。

令和６年10月４日

長崎県知事　大石　賢吾

加入区

伊奈加入区

長崎県告示第515号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

令和６年10月４日

長崎県知事　大石　賢吾

道路の種類　一般県道
路　線　名　湯ノ本勝本線
道路の区域

区　間	区域変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延　長（メートル）	備　考
壱岐市勝本町本宮南触字辻ノ田508番１地先から壱岐市勝本町本宮南触字白瀧426番１地先まで	前	7.7～37.6	163.0	
	後	14.3～37.4	163.0	

長崎県告示第516号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

令和６年10月４日

長崎県知事　大石　賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 北野千々石線	雲仙市小浜町富津字魚道4201番１地先から 雲仙市小浜町富津字魚道4192番１地先まで	令和６年10月４日

長崎県告示第517号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

令和６年10月４日

長崎県知事　大石　賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 北野千々石線	雲仙市小浜町富津字魚道4178番１地先から 雲仙市小浜町富津字殿川平4161番１地先まで	令和６年10月４日

公　　告

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第１項の規定により、国土地理院長から基本測量（防災対策地域水準測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和６年10月４日

長崎県知事　大石　賢吾

基本測量実施の地域及び期間

地　　域	期　　間
諫早市、大村市	令和６年９月30日から 令和７年２月28日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第１項の規定により、長崎振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和６年10月４日

長崎県知事　大石　賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地　　域	期　　間
西彼杵郡長与町高田郷	令和６年10月11日から 令和７年２月28日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第１項の規定により、五島振興局長から公共測量（３級水準測量、空中写真測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和６年10月４日

長崎県知事　大石　賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地　　域	期　　間
新上五島町	令和６年10月15日から 令和７年２月14日まで

公安委員会規則

長崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和６年10月４日

長崎県公安委員会委員長　安部　惠美子

長崎県公安委員会規則第12号

長崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長崎県道路交通法施行細則（平成13年長崎県公安委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（運転者の遵守事項） 第14条　法第71条第６号の規定により車両又は路面電車（以下「車両等」という。）の運転者が遵守しなければならないものとして定める事項は、次に掲げるとおりとする。 ⑴～⑸　略 ⑹～⑾　略 ⑿　自動車を運転する場合において、法第85条第１項若しくは第２項又は第86条第１項若しくは第２項の規定により準中型自動車又は普通自動車を運転することができる免許を受けた者で法第91条の規定により当該免許に法第71条の６第１項又は第２項に規定する標識を付けるべきこととする条件を付されているものが補聴器を用いないで表示自動車（当該標識を付けた準中型自動車又は普通自動車をいう。以下この号において同じ。）を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該表示自動車の側方に幅寄せをし、又は当該自動車が進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる表示自動車が当該自動車との間に法第26条に規定する必要な距離を保つことができないこととなるときは進路を変更しないこと。	（運転者の遵守事項） 第14条　法第71条第６号の規定により車両又は路面電車（以下「車両等」という。）の運転者が遵守しなければならないものとして定める事項は、次に掲げるとおりとする。 ⑴～⑸　略 ⑹　自転車を運転するときは、携帯電話用装置を手で保持して通話のために使用し、又は画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視しないこと。 ⑺～⑿　略 ⒀　自動車を運転する場合において、法第71条の５第３項に規定する普通自動車対応免許を受けた者で法第91条の規定により当該普通自動車対応免許に法第71条の６第１項及び第２項に規定する標識を付けるべきこととする条件を付されているものが補聴器を用いないで表示自動車（当該標識を付けた準中型自動車及び普通自動車をいう。以下この号において同じ。）を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該表示自動車の側方に幅寄せをし、又は当該自動車が進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる表示自動車が当該自動車との間に法第26条に規定する必要な距離を保つことができないこととなるときは進路を変更しないこと。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和６年11月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

３　この規則の施行前にした反則行為に対する反則金の適用については、なお従前の例による。

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第26号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第１項第３号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催できる施設として、東彼杵町選挙管理委員会から次のとおり指定した旨報告があった。

令和６年10月４日

長崎県選挙管理委員会
委員長　渡邊　敏則

施　設　の　名　称	所　　在　　地	指定年月日
東彼杵町総合会館教育センター 大会議室	東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷706番地４	令和６年９月20日
東彼杵町総合会館教育センター 研修室１～４	東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷706番地４	令和６年９月20日

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第６号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第１項及び第４項並びに第199条第２項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第９項の規定により、次のとおり公表する。

令和６年10月４日

長崎県監査委員　下田　芳之
同　　砺山　祐実
同　　大場　博文
同　　堤　　典子

令和６年度普通会計定期監査結果（前期）

第１　監査の概要

令和５年度における普通会計にかかる財務監査（定期監査）及び行政監査を次のとおり実施した。

１　監査の基準

長崎県監査基準に準拠して実施

２　監査の種別

財務監査（定期監査）（地方自治法第199条第１項及び第４項）

行政監査（地方自治法第199条第２項）

３　監査の対象

令和５年度　長崎県一般会計
令和５年度　長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計
令和５年度　長崎県農業改良資金特別会計
令和５年度　長崎県林業改善資金特別会計
令和５年度　長崎県県営林特別会計
令和５年度　長崎県沿岸漁業改善資金特別会計
令和５年度　長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計
令和５年度　長崎県用地特別会計
令和５年度　長崎県庁用管理特別会計
令和５年度　長崎県長崎魚市場特別会計
令和５年度　長崎県港湾施設整備特別会計
令和５年度　長崎県公債管理特別会計
令和５年度　長崎県国民健康保険特別会計

４　監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

５　監査の実施内容

前期監査対象機関から提出された資料等を基に監査対象の事務・事業の中から抽出したうえで、関係帳簿及び証拠書類を照合し、関係者に質問等を行い、慎重に監査を実施した。

⑴　監査対象期間

原則として令和５年度を対象としたが、監査委員が必要と認めるときは、令和６年度についても監査日までを対象期間とした。

⑵　監査対象機関及び実施日

令和６年５月13日から９月10日までの期間において、本庁及び地方機関の合計121箇所を対象として実施した。

区　分	本　　庁					地方機関	合計
	知事部局	各種委員会等	教育庁	警察本部	計		
監　査 対象機関	96	5	12	1	114	129	243
前期監査 対象機関	96	5	12	1	114	7	121

前期監査対象機関、委員監査年月日及び監査にあたった委員は、別紙のとおりである。

第２　監査の結果

１　総括

監査の結果、本庁及び地方機関における財務に関する事務の執行については、おおむね適正に行われているものと認められた。

しかしながら、一部において、下記の指摘事項等のとおり、是正または改善を要する事項が見受けられたので、今後とも関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的な事務執行の確立に努める必要がある。

２　指摘事項等の状況

今回の監査の結果、事務処理を是正・改善すべきものについては、以下のとおりである。

（単位：件）

区分	令和６年度(A)				令和５年度(B)				前年度比較(C)＝(A)－(B)			
	指摘事項	指導事項	意見	合計	指摘事項	指導事項	意見	合計	指摘事項	指導事項	意見	合計
財務監査	25	145	2	172	51	174	2	227	△26	△29	0	△55
収入未済	1	4		5	4	5	1	10	△3	△1	△1	△5
収入	5	3		8	8	17		25	△3	△14	0	△17
予算執行	2	5		7	4	3		7	△2	2	0	0
契約	7	72	1	80	16	82	1	99	△9	△10	0	△19
工事		6		6	1	4		5	△1	2	0	1
補助金等	2	27	1	30	7	18		25	△5	9	1	5
物品	6	20		26	3	24		27	3	△4	0	△1
財産管理	1	5		6	6	13		19	△5	△8	0	△13
その他	1	3		4	2	8		10	△1	△5	0	△6
行政監査	1	5		6	－	－	－	－	1	5	0	6
合計	26	150	2	178	51	174	2	227	△25	△24	0	△49

昨年度と比べ、総数で49件減少している。

「補助金等」について、仕入れ額控除に係る消費税等相当額の確認不足などで５件増加している。

※監査結果は、次の区分により取り扱う。

⑴　指摘事項

①　法令、条例又は通達等に違反しているもの

②　機関の意思決定が適切になされていないもの

③　収入確保に適切な措置を要するもの

④　予算を目的外に支出しているもの

⑤　不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの

⑥　経済性、効率性、有効性の観点から改善を要するもの

⑦　前回、指摘事項又は指導事項とした事項のうち、是正・改善されていないもの

⑧　その他、不当又は適正を欠く事項で指摘が適当であると認められるもの

⑵　指導事項

指摘事項の項目に該当するもののうち、軽易と認められるもの

⑶　意　　見

①　執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの

②　県の組織及び運営の合理化を図るため、特に措置を要すると認められるもの

ア．財務監査（指摘25件、指導145件）

⑴　収入未済について（指摘１件、指導４件）

公債権に係る未収金において、督促を行っていない事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

⑵　収入について（指摘５件、指導３件）

財産の使用料について、長期間見直しの検討をしていない事例や、過少請求している事例などが認められたので、適切な事務処理を行うべきである。

⑶　予算の執行について（指摘２件、指導５件）

協定の締結にあたり債務負担行為の設定をしていない事例などが認められたので、適切な事務処理を行うべきである。

⑷　契約について（指摘７件、指導72件）

予定額の積算を誤っている事例、積算根拠が不明確な事例などが認められたので、適切な事務処理を行うべきである。

⑸　工事について（指導６件）
予定額の積算を誤っている事例、履行確認が不十分な事例などが認められたので、適切な事務処理を行うべきである。
⑹　補助金等について（指摘２件、指導27件）
交付金において額が過大となっている事例などが認められたので、適切な事務処理を行うべきである。
⑺　物品について（指摘６件、指導20件）
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づくコンピューターの処分がなされていない事例などが認められたので、適切な物品の管理を行うべきである。
⑻　財産の管理について（指摘１件、指導５件）
個人からの賃借地部分を含めた土地の使用許可を行っている事例などが認められたので、適切な公有財産の管理を行うべきである。
⑼　その他（指摘１件、指導３件）
終了した契約に係る契約保証金を還付していない事例などが認められたので、適切な事務処理を行うべきである。
イ．行政監査（指摘１件、指導５件）
委託において、被保険者等記号・番号が記載されたままの健康保険証の写しを保管している事例などが認められたので、事務の適切な執行を行うべきである。

第３　指摘事項
次のような不適切な事例があったので、適切に事務を執行すること。

１　総務部
⑴　補助金等
国有資産等所在市町村交付金において、本来交付の対象とならない財産を含めて算定しているため、交付額が過大となっている。　［管財課］

２　地域振興部
⑴　物品
コンピューターの処分において、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律などに基づく回収・リサイクル処理の委託がなされていない。　［島原振興局管理部総務課］
⑵　その他
終了した契約に係る契約保証金について、還付していないものがある。　［長崎振興局管理部総務課］

３　県民生活環境部
⑴　契約
長崎県環境放射線テレメータシステム等更新業務委託において、無効な入札書を有効として取り扱っている。　［地域環境課］
⑵　物品
消耗品出納簿（切手）の確認が不十分であり、帳簿と切手の残高が一致していない。　［資源循環推進課］
⑶　財産の管理
雲仙公園の土地使用許可において、個人からの賃借地部分を含めて使用許可を行っている。　［自然環境課］

４　福祉保健部
⑴　収入未済
児童保護費保護者負担金において、督促を行っていないものがある。　［障害福祉課］

５　産業労働部
⑴　物品
物品の処分において、不用決定決議を行わないまま棄却処分している。　［窯業技術センター］

６　水産部
⑴　収入
浮桟橋の利用に係る行政財産目的外使用許可に伴う使用料について、過少請求しているものがある。　［漁政課］

⑵　契約

「ながさき漁業伝習所」特設サイト作成・管理業務委託における制作費に係る内容が不明確であり、予定額の積算が不明確である。

また、令和６年度における保守管理の委託契約が年度当初から締結されていない。　［水産経営課］

７　農林部

⑴　物品

モニターの処分において、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律などに基づく回収・リサイクル処理の委託がなされていない。　［県北振興局農林部森林土木課］

８　土木部

⑴　収入

①　前回指導したにもかかわらず、月ごとの累計が記載されていない証紙収入実績簿が多数ある。　［監理課］

②　港湾施設用地目的外使用許可に伴う使用料について、昭和57年度に設定した金額のまま40年近くが経過しており、この間見直し検討がなされていない。（３Ｅ：有効性）　［島原振興局建設部管理課］

③　港湾施設用地目的外使用許可に伴う使用料の調定について、誤って令和４年度の近傍地価を用いて算定しているため、徴収不足となっている。　［県北振興局建設部建設管理課］

④　県管理の橋梁に第三者が設置した監視カメラの電気料金の算定に誤りがある。　［県北振興局建設部田平土木維持管理事務所］

⑵　予算の執行

郡川河川改修事業に伴う大村線橋りょう改良工事等に係る協定（令和５年度施工分）において、令和４年度中に仮協定を締結し議会の議決を経て効力が発生しているが、債務負担行為の設定をしていない。　［河川課］

⑶　契約

①　道路維持課事業資料作成業務委託（災害防除事業）の地図において、著作権許諾に係る確認が不十分なまま成果品を受領し、履行確認している。　［道路維持課］

②　前回指導したにもかかわらず、長与港港湾緑地管理業務委託において、県の負担が管理費の２分の１以内に収まっているかの確認を行っていない。また、実績報告書の内容確認が不十分である。　［長崎港湾漁港事務所港営課］

⑷　物品

①　紛失した物品の不用決定において、決裁を受けずに手続きを行っている。　［道路建設課］

②　モニターの処分において、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律などに基づく回収・リサイクル処理の委託がなされていない。　［県北振興局建設部建築課］

⑸　行政監査

令和４年度長崎県公共事業技術情報システム構築・改修業務委託において、被保険者等記号・番号が記載されたままの健康保険証の写しを保管している。　［建設企画課］

９　教育庁

⑴　契約

①　教職員メンタルヘルス相談業務外１件において、予定単価の積算が誤っている。　［福利厚生室］

②　令和５年度特別名勝温泉岳保存活用計画策定支援業務において、予定額の積算根拠が不明確である。　［学芸文化課］

③　「発掘された日本列島」サテライト地域展示受付監視業務の予定額の積算において、異なる条件の参考見積書を徴しているため、積算根拠が不明確である。　［学芸文化課］

⑵　補助金等

郡市学校保健会負担金において、負担金を支出する根拠等が不明確である。　［体育保健課］

10　警察本部

⑴　予算の執行

交通指導員会連絡協議会総会出席の旅費及び総会後の意見交換会費が支出されているが、旅費に含まれる夕食代相当額が意見交換会費から差し引かれていない。　［警察本部］

第４　意　見

今期の監査では、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律などに基づいた回収・リサイクル処

理の委託がなされていない事例などが見受けられたので、法令や規則等の遵守について組織として十分に確認されたい。

また、物品への災害保険の付保については、長崎県物品取扱規則等によると物品管理者が判断すべきとされているが、検討していない事例が散見されたので、適切な事務処理に努められたい。

さらに、概算払について、補助金等に係る概算払整理簿が作成されていない事例が見受けられたので、システムにおける「要精算」の入力処理を遺漏なく行うとともに、額の確定時には概算払整理簿を確認するなど適切な事務処理を徹底されたい。

今回の監査において、執行機関等に対し速やかに改善・検討などを促すことが必要と認められるものは、以下のとおりである。

⑴　補助金の仕入れに係る消費税等相当額の確認について

消費税等込みで交付した補助金については、令和３年８月の財政課長通知により、仕入れに係る消費税等相当額の有無・状況を報告させるとともに、その報告においては消費税の確定申告書等の写しを添付させるなどして、適切かつ十分な確認を行うよう注意喚起がなされたところである。

しかしながら、「公益的法人は非課税団体である」や、「旅費は非課税科目である」などの誤った理由により、必要な書類を添付させることなく当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額はないと判断している事例などが散見されたので、当通知の趣旨に沿って適切な確認をされたい。　〔関係各課〕

⑵　委託業務における仕様書及び積算について

委託契約において、具体的な事業内容が不明確なまま契約を行っている事例、仕様が異なる複数の参考見積書に基づき予定額を積算している事例など仕様書や積算において不備があるものが散見された。

仕様書は、確実な契約の履行の確保を図ることを目的として作成し、受注者にとっては契約希望金額を定める基となるものであるため、その内容があいまいであれば、不適切な契約金額や契約不履行などが生じるリスクがある。

仕様書については、必要な事項が遺漏なく記載されているか、あいまいな表現は使用されていないか、内容に矛盾はないかなどを十分確認したうえで作成し、それを踏まえた適正な予定額を積算するよう努められたい。　〔関係各課〕

（別　紙）委員監査の実施状況（実地監査）

１　地方機関

監　査　対　象　機　関	監査年月日	監　査　委　員
［知事部局］		
（振興局）		
長崎振興局	令和６年７月18日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
長崎振興局長崎港湾漁港事務所	令和６年７月11日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
島原振興局	令和６年７月19日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
県北振興局	令和６年７月26日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
（県民生活環境部関係）		
環境保健研究センター	令和６年７月25日	下田　芳之　　大場　博文
（産業労働部関係）		
工業技術センター	令和６年７月25日	下田　芳之　　大場　博文
窯業技術センター	令和６年７月25日	砺山　祐実　　堤　　典子

２　本　庁

監　査　対　象　機　関	監査年月日	監 査 委 員
［知事部局］		
（秘書・広報戦略部）		
秘書課	令和６年８月19日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
ながさきＰＲ戦略課	令和６年８月19日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
広報課	令和６年８月19日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
（企画部）		
政策調整課	令和６年８月23日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
政策企画課	令和６年８月23日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
ＩＲ室	令和６年８月23日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子

デジタル戦略課	令和６年８月23日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
（総務部）		
総務文書課	令和６年８月22日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
県民センター	令和６年８月22日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
学事振興課	令和６年８月22日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
人事課	令和６年８月22日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
新行政推進室	令和６年８月22日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
職員厚生課	令和６年８月22日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
財政課	令和６年８月22日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
管財課	令和６年８月22日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
税務課	令和６年８月22日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
債権管理室	令和６年８月22日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
スマート県庁推進課	令和６年８月22日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
総務事務センター	令和６年８月22日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
（危機管理部）		
防災企画課	令和６年８月20日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
基地対策・国民保護課	令和６年８月20日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
消防保安室	令和６年８月20日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
（地域振興部）		
地域づくり推進課	令和６年８月27日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
市町村課	令和６年８月27日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
土地対策室	令和６年８月27日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
交通政策課	令和６年８月27日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子

新幹線対策課	令和６年８月27日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
県庁舎跡地活用室	令和６年８月27日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
（文化観光国際部）		
文化振興・世界遺産課	令和６年８月27日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
ながさきピース文化祭課	令和６年８月27日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
観光振興課	令和６年８月27日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
国際観光振興室	令和６年８月27日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
物産ブランド推進課	令和６年８月27日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
国際課	令和６年８月27日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
スポーツ振興課	令和６年８月27日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
（県民生活環境部）		
県民生活環境課	令和６年８月23日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
男女参画・女性活躍推進室	令和６年８月23日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
人権・同和対策課	令和６年８月23日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
交通・地域安全課	令和６年８月23日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
統計課	令和６年８月23日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
生活衛生課	令和６年８月23日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
食品安全・消費生活課	令和６年８月23日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
地域環境課	令和６年８月23日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
水環境対策課	令和６年８月23日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
資源循環推進課	令和６年８月23日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
自然環境課	令和６年８月23日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
（福祉保健部）		

福祉保健課	令和６年８月26日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
地域保健推進課	令和６年８月26日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
監査指導課	令和６年８月26日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
医療政策課	令和６年８月26日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
医療人材対策室	令和６年８月26日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
薬務行政室	令和６年８月26日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
国保・健康増進課	令和６年８月26日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
長寿社会課	令和６年８月26日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
障害福祉課	令和６年８月26日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
原爆被爆者援護課	令和６年８月26日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
（福祉保健部こども政策局）		
こども未来課	令和６年８月26日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
こども家庭課	令和６年８月26日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
（産業労働部）		
産業政策課	令和６年８月20日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
企業振興課	令和６年８月20日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
新産業創造課	令和６年８月20日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
新エネルギー推進室	令和６年８月20日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
経営支援課	令和６年８月20日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
未来人材課	令和６年８月20日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
雇用労働政策課	令和６年８月20日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
（水産部）		
漁政課	令和６年８月23日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子

漁業振興課	令和６年８月23日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
漁業取締室	令和６年８月23日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
水産経営課	令和６年８月23日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
水産加工流通課	令和６年８月23日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
漁港漁場課	令和６年８月23日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
（農林部）		
農政課	令和６年８月22日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
農業イノベーション推進室	令和６年８月22日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
団体検査指導室	令和６年８月22日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
農山村振興課	令和６年８月22日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
農業経営課	令和６年８月22日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
農産園芸課	令和６年８月22日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
農産加工流通課	令和６年８月22日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
畜産課	令和６年８月22日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
農村整備課	令和６年８月22日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
諫早湾干拓課	令和６年８月22日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
林政課	令和６年８月22日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
森林整備室	令和６年８月22日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
（土木部）		
監理課	令和６年８月26日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
建設企画課	令和６年８月26日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
都市政策課	令和６年８月26日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
道路建設課	令和６年８月26日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子

道路維持課	令和６年８月26日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　典子
港湾課	令和６年８月26日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　典子
河川課	令和６年８月26日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　典子
砂防課	令和６年８月26日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　典子
建築課	令和６年８月26日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　典子
営繕課	令和６年８月26日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　典子
住宅課	令和６年８月26日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　典子
用地課	令和６年８月26日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　典子
盛土対策室	令和６年８月26日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　典子
（出納局）		
出納局	令和６年８月19日	砺山　祐実　　大場　博文
［教育庁］		
教育政策課	令和６年８月27日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　典子
働きがい推進室	令和６年８月27日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　典子
福利厚生室	令和６年８月27日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　典子
教育環境整備課	令和６年８月27日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　典子
義務教育課	令和６年８月27日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　典子
高校教育課	令和６年８月27日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　典子
教育ＤＸ推進室	令和６年８月27日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　典子
特別支援教育課	令和６年８月27日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　典子
児童生徒支援課	令和６年８月27日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　典子
生涯学習課	令和６年８月27日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　典子
学芸文化課	令和６年８月27日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　典子

体育保健課	令和６年８月27日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子
［委員会等事務局］		
監査事務局	令和６年８月19日	大場　博文　　堤　　典子
人事委員会事務局	令和６年８月19日	下田　芳之　　堤　　典子
労働委員会事務局	令和６年８月19日	下田　芳之　　堤　　典子
議会事務局	令和６年８月19日	下田　芳之　　砺山　祐実
［警察本部］		
警察本部	令和６年８月20日	下田　芳之　　砺山　祐実 大場　博文　　堤　　典子

令和６年度 長崎県公営企業会計定期監査結果

第１　監査の概要

令和５年度における長崎県公営企業会計（２会計）にかかる財務監査（定期監査）及び行政監査を次のとおり実施した。

１　監査の基準

長崎県監査基準に準拠して実施

２　監査の種類

財務監査（地方自治法第199条第１項及び第４項）

行政監査（地方自治法第199条第２項）

３　監査の対象

令和５年度　長崎県交通事業会計

令和５年度　長崎県流域下水道事業会計

４　監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

５　監査の実施内容

監査対象機関から提出された資料等を基に監査対象の事務・事業の中から抽出したうえで、関係帳簿及び証拠書類を照合し、関係者に質問等を行い、慎重に監査を実施した。

監査対象機関、監査年月日及び監査にあたった監査委員は、別紙のとおりである。

第２　監査の結果

１　総括

事業の管理並びに財務会計事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら、次表のとおり是正・改善及び留意を要する事項が認められるので、より適正な執行を図られたい。

なお、軽易な事項については、その都度当該機関に注意を行った。

〇令和６年度長崎県公営企業会計定期監査結果

（単位：件）

区　分		交通事業会計	流域下水道事業会計	計
財務監査	指摘事項	0	0	0
	指導事項	5	1	6
	意　　見	1	0	1
	計	6	1	7
行政監査	指摘事項	1	0	1
	指導事項	0	0	0
	意　　見	0	0	0
	計	1	0	1
合　　計		7	1	8

※監査結果は、次の区分により取り扱う。

⑴　指摘事項

①　法令、条例又は通達等に違反しているもの

②　機関の意思決定が適切になされていないもの

③　収入確保に適切な措置を要するもの

④　予算を目的外に支出しているもの

⑤　不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの

⑥　経済性、効率性、有効性の観点から改善を要するもの
⑦　前回、指摘事項又は指導事項とした事項のうち、是正・改善がされていないもの
⑧　その他、不当又は適正を欠く事項で指摘が適当であると認められるもの

⑵　指導事項
指摘事項の項目に該当するもののうち、軽易と認められるもの

⑶　意　　見
①　執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの
②　県の組織及び運営の合理化を図るため、特に措置を要すると認められるもの

２　指摘事項及び意見

⑴　交通事業会計（交通局）

〇指摘事項

ア　公金の徴収等の委託について

公金の徴収等の委託に関する「県営自動車使用料の徴収事務の委任に係る告示」について、昭和45年以降受託先の追加・削除等が行われていない。今般の地方自治法の一部改正（令和６年４月１日施行）も踏まえた上で、実情に合わせた適切な告示を行う必要がある。

〇意　　見

ア　経営状況について

令和５年度の経営成績は、総収益が51億8,595万円で、総費用は48億4,309万円、純損益は３億4,286万円となっている。なお、前年度からの繰越欠損金は、６億5,581万円、当年度末現在の未処理欠損金は３億1,295万円となっており、前年度に比べ３億4,286万円改善している。

改善の主な要因は、長崎自動車株式会社（長崎バス）との共同経営方式による路線バスの効率化、投資事業の抑制、資産の有効活用、各種経費の節減による収支改善を実施したほか、バス利用客数の回復や空港リムジンバスの運賃改定等により乗合事業が大幅な増収となったこと等による。

また、職員や車両の配置及び事務の簡素化等により効率化を推進するため、子会社である長崎県央バス株式会社を交通局へ統合した。

少子化による人口減少や軽油等における物価高騰の影響が継続し、また、運輸業界全体で課題となっている運転士確保難や労働規制強化への対応が求められるなど、厳しい状況にあることから、引き続き後期５か年計画に沿って着実に経営改善に努めていく必要がある。

３　指導事項

（単位：件）

項　目		交通事業会計	流域下水道事業会計	計
財務監査	財産管理関係	1	0	1
	事務処理関係	2	1	3
	会計処理関係	2	0	2
行政監査		0	0	0
計		5	1	6

（別　紙）

○令和６年度長崎県公営企業会計定期監査の実施状況

監　査　対　象　機　関	予備監査年月日	委員監査年月日	監　査　委　員
交　　通　　局 （長崎県交通事業会計）	令和６年５月27日 ～ 令和６年５月28日	令和６年７月11日	下　田　芳　之 砺　山　祐　実 大　場　博　文 堤　　典　子
水　環　境　対　策　課 県　央　振　興　局 （長崎県流域下水道事業会計）	令和６年５月23日 ～ 令和６年５月24日	令和６年７月12日	下　田　芳　之 砺　山　祐　実 大　場　博　文 堤　　典　子

発行者　長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表（八二四）一一一一
直通（八九五）二一一四

印刷所　長崎市樺島町八番十二号
印刷人　株式会社クイックプリント
寺田宏弥